

広告

企画・お問い合わせ先
日経エージェンシー
TEL: 03-5259-5430

暦年贈与と相続時精算課税の比較 (網掛け部分は今回の改正箇所)

	暦年贈与	相続時精算課税
贈与者の条件	制限なし	60歳以上の親・祖父母
受贈者の条件	制限なし	18歳以上の子・孫
制度の選択	不要	贈与者ごとに受贈者が選択
控除額	110万円	基礎控除:110万円 特別控除:累計で2500万円
課税税率	控除額を差し引いた金額に応じて10~55%の累進課税	2500万円を超えた部分に対して一律20%
贈与税の申告	基礎控除以下なら申告不要	最初「相続時精算課税制度選択届出書」を提出。以後、基礎控除以下なら申告不要
贈与税の納付	贈与時に納付して完結	贈与時に納付し、相続時に精算
相続時の扱い	贈与された財産を相続財産に加算する期間 「相続前3年間」 「2027年~2030年 居住用財産に相続前3年超7年未満」 「2031年~2034年 同1年以上1年未満」	贈与された財産を相続財産に加算する期間 「死亡し、年110万円以下の贈与財産は除く」

税制改正で生前贈与のルールが大きく変わり、綿密なプランニングが必要に

相続時精算課税制度に110万円の基礎控除
生前贈与の方法には「相続時精算課税制度」の利用もある。贈与を受ける人がこの制度の適用を選択して届け出を出すと、それ以降は累計2500万円までの贈与が非課税になり、2500万円を超えた部分には一律20%の贈与税が課される。贈与した人が亡くなったときは、贈与し

た財産はすべて相続財産に加算して相続税額が計算されて、納付した贈与税額がこれを超過しない場合は払い戻しを受けられる。
相続時精算課税制度は相続税と贈与税を一体化する仕組みとして03年に導入されたが、贈与財産が相続財産に加算されるため相続税の軽減に繋がらないことや、制度の適用を受けるために管轄の税務署に届出書を提出し贈与のたびに申告書などの事務手続きの煩雑さ、暦年贈与と併用できず一度この制度を選ぶと変更できないことなどからあまり利用されてこなかった。

だが今年の税制改正でこの制度に基礎控除が設けられ、24年1月以降は、相続時精算課税制度選択後も年間110万円までは贈与税の申告不要かつ相続財産への持ち戻しが必要と相続税へにより相続税対策として使いやすくなったと注目集めている。

今回の法改正で、相続財産の種類や額、法定相続人の数や家族の状況などによって、暦年贈与と相続時精算課税制度のどちらをどのように使うのがよいか十分に比較検討しなければならなくなった。自己判断で生前贈与を行うとこれまで税負担が重くなってしまっことも考えられる。

従って生前贈与は、相続・贈与を専門とする税理士や税理士法人に相談しうえて計画的に行うことが重要だ。

生前贈与は、相続税理士に相談
今回の法改正で、相続財産の種類や額、法定相続人の数や家族の状況などによって、暦年贈与と相続時精算課税制度のどちらをどのように使うのがよいか十分に比較検討しなければならなくなった。自己判断で生前贈与を行うとこれまで税負担が重くなってしまっことも考えられる。

信頼できる相続・贈与に詳しい

相続税理士 50選 vol.27

「生前贈与」は相続税対策として有効であり、広く使われてきた。その方法には暦年贈与と相続時精算課税制度の2つがあるが、今年の税制改正で両方に大きな変更があった。そのため、これまでの生前贈与を用いた相続税対策は大幅に見直されるようになっている。

高野総合グループ
税理士法人 高野総合会計事務所
お客様との「信頼・信用・信義」を重んじ、総勢100名超の税理士・公認会計士等が毎年500件以上の案件に従事しています。
税理士法人 高野総合会計事務所
[本部] 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階
TEL.03-4574-6688 <https://www.takanosogo.com/>
[所属] 東京税理士会 日本橋支部 [法人番号] 第2134号 [代表] 高野 角司

不動産登記、銀行手続、相続税申告をフルパッケージ化した「ワンパック相続®」生前対策の「ワンパック相続対策」を提供中。認知症対策のご相談もお任せください。
税理士法人新宿総合会計事務所
[本部] 〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-3 新宿国際ビル新館7階
TEL.0120-386-189 <https://www.s-g-a.co.jp/189/>
[所属] 東京税理士会 新宿支部 [法人番号] 第3609号 [代表] 杉江 延雄

ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.
[相続税に関する相談24,000件超、申告7,500件超の圧倒的な実績]
神奈川・東京・埼玉・千葉の14店舗を中心に、全国対応中!
ランドマーク税理士法人グループ
[本部] 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル9階
TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com/>
[所属] 東京税理士会 麹町支部 [法人番号] 第1606号 [代表] 清田 幸弘

創業家の皆様が抱える事業承継や経営に係る課題の解決に向け、PwCネットワークの知見と経験を集結し、信頼されるビジネスパートナーとして伴走しながらご支援します。
PwC税理士法人
[本部] 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi Oneタワー
TEL.03-6257-0600 <http://www.pwc.com/jp/tax>
[所属] 東京税理士会 麹町支部 [法人番号] 第28号 [部門代表] 望月 文太

相続税申告件数累計18,000件超で日本最大級。土地評価に強く、還付実績は平均2,515万円。相続家歴20年以上の専門家が対応するプレミアムプランをご用意しています。
税理士法人レガシイ
[本部] 〒104-0028 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー 12階
TEL.0120-501-725 <http://legacy.ne.jp>
[所属] 東京税理士会 京橋支部 [法人番号] 第378号 [代表] 天野 大輔

多くの税理士の悩み「小規模宅地の特例・土地評価・空家譲渡特例・配偶者居住権は難しいね。」相続専門40年以上。書籍累計36冊(相続トラブル解決事例30・空家譲渡特例・居住用財産の譲渡特例・配偶者居住権・他)、「小規模宅地の特例 12訂版」出版
税理士法人 安心資産税会計
[本部] 〒115-0045 東京都北区赤羽1-52-10 NS2ビル5階
TEL.0120-430-506 <http://www.souzoku-ansinkaiki.com/>
[所属] 東京税理士会 王子支部 [法人番号] 第1812号 [代表] 高橋 安志

経験豊富な専門チーム円満な遺産分割、効果的な節税対策、困らぬ納税対策について皆様のお手伝いをいたします。リーズナブルな料金体系で、駅から徒歩1分のアクセス便利な私どもの初回無料相談をご利用ください。
税理士法人早川・平会計
[本部] 〒101-0048 東京都千代田区神田町2-10 安和町ビル2階
TEL.03-3254-2171 <http://www.ht-souzoku.com>
[所属] 東京税理士会 神田支部 [法人番号] 第289号 [代表] 早川 善昭

『日本から争族を無くし、笑顔争族を増やす!』それが、HOPのミッションです。亡くなった後、残された家族が骨肉の争いをしていたら、成功した人生も台無しになってしまいます。相続は、節税も大切ですが、家族の笑顔が一番大切です!
税理士法人HOP
[本部] 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2-13-9 FORECAST人形町7階
TEL.03-5614-8700 <https://www.group-hop.com/>
[所属] 東京税理士会 日本橋支部 [法人番号] 第16号 [代表] 小川 実

多様化する相続・事業承継の課題に対し、国内およびクロスボーダー案件に精通した税務専門家チームが、グローバルファームの知見を活かし、的確な税務アドバイスを提供します。
KPMG 税理士法人
[本部] 〒106-6012 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー TEL.03-6229-8000 (大阪) 〒530-0005 大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル TEL.06-4708-5150
[所属] 東京税理士会 麻布支部 [法人番号] 第676号 [代表] 宮原 雄一

相続税対策と相続対策は違います。「失敗しない、家族円満」の相続実現のため、家族信託・遺言書作成等、想い・相(かた)ちが伝わる最善の方法を提案いたします。
税理士法人 新日本筒木
[本部] 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-14-26 INOビル2階
TEL.03-5272-6900 <http://www.230k.jp>
[所属] 東京税理士会 新宿支部 [法人番号] 第225号 [代表] 筒木 勝

税理士法人パートナーズは岡山・広島・鳥取・香川・愛媛・高知・徳島・沖縄に9事務所を設け、中四国を中心に年間2,000件以上の相続・贈与の相談に対応しています。相続税専門のチームを設け、中国・四国全域へ相続業務対応エリアを拡大しています。
税理士法人パートナーズ
[本部] 〒700-0973 岡山県岡山市北区下野路1222-9
TEL.086-246-4446 <http://www.zei-partners.com/>
[所属] 中国税理士会 岡山西支部 [法人番号] 第505号 [代表] 川本 洋

税理士法人STRは東海地方を中心に相続税の申告を数多く手掛けております。最新の税法や会社法を駆使した事業承継対策や相続対策をオーダーメイドで提案いたします。
税理士法人STR
[名古屋本部] 〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル17F
TEL.052-526-8858 <http://www.str-tax.jp/>
[所属] 名古屋税理士会 名古屋中村支部 [法人番号] 第2454号 [代表] 小栗 果

ブレインズ・グループでは、専門の財産コンサルタントがあなたの財産を守る「相続税のスーパードクター」として、さまざまな対策提案を行っています。最新のノウハウを駆使し、お客様の財産をお守りします。
税理士法人ブレインズ
[本部] 〒611-0042 京都府宇治市小倉町神楽山21-5 アーバンテックス小倉ビル2階
TEL.0774-28-2555 <http://www.brains-group.co.jp/>
[所属] 近畿税理士会 宇治支部 [法人番号] 第752号 [代表] 湯浦 正信

創業48年の実績と信用「相続専門チームが最新の知識で相続の「困った」を「わかった」に代え安心をお届けしております。初回無料相談から申告・その後の税務調査などのフォローまで、迅速丁寧に相続のお手伝いをさせていただきます。
あいう税理士法人
[本部] 〒160-0022 東京都新宿区新宿2-8-8 とみん新宿ビル3階
TEL.03-3350-5981 <http://www.uioffice.jp/>
[所属] 東京税理士会 四谷支部 [法人番号] 第574号 [代表] 三宅 淳一

私たちは、多くの相続・事業承継のご相談をお受けした経験を活かし、お客様とコミュニケーションを重ね、それぞれのニーズに合わせたご提案を行い、ご紹介いただけるきめ細かなサービスを提供いたします。
税理士法人 渡邊芳樹事務所
[本部] 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1番5号 東京/チンタラ紀尾井町 紀尾井タワー19F
TEL.03-5210-6700 <https://www.crowe.com/jp>
[所属] 東京税理士会 麹町支部 [法人番号] 第733号 [代表] 渡邊 芳樹

子供から孫の代へ。次世代まで考えた当法人の相続シミュレーションは、誰にどの財産をいくら残すのが公平でかつ、節税に繋がるのかを決めることができます。将来のご相続に不安のある方、悩みを一緒に解決しませんか。
税理士法人 総和
[本部] 〒107-0062 東京都港区南青山3-17-14 中山ビル4F

これまで50年、これからの創業100周年に向けて地に足をつけられる事なく、変化を創り続けます。引き続きご指導のほど、よろしくお願致します。
コンパッソ税理士法人
[本部] 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-10-5 渋谷プレイス9F

世界第5位のBDO International加盟事務所として、国内の相続税および事業承継はもとより、160か国超に及ぶメンバーファームと連携し、国際相続等の問題にも対応いたします。
BDO税理士法人
[本部] 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル

練馬区に創業して49年。数多くの相続税申告の実績があり、面倒臭い良い事務所を心掛けています。
税理士法人 内田会計
[本部] 〒177-0053 東京都練馬区関町南3-5-14

■相続の専門家を有する税理士法人です。
■二次相続も考慮に入れて、経験豊富なスタッフがきめ細かく対応いたします。
■明確な料金表をご用意しております。
■生前の相続税対策でお悩みの方もお気軽にご相談ください。
税理士法人レガート
[本部] 〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-10 松南ビル5階